機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第６４４号
平成２３年３月２５日

法　務　局　長　　殿
地方法務局長　　殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成２３年法務省令第５号）の施行に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し，別紙の２の改正については平成２３年４月１日から，それ以外の改正については同年６月２７日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙

１　第３８条の見出し中「の通知を要しないこととなった」を「を廃棄する」に改め，同条第１項中「規則第６４条第１項第３号の規定により登記識別情報の通知を要しないこととなった」を「規則第６４条第３項の規定により同条第１項第２号に規定する登記識別情報又は同項第３号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄する」に改め，「し，当該登記識別情報を廃棄」を削り，同条に次の１項を加える。

２　前項の規定により規則第６４条第１項第２号に規定する登記識別情報又は同項第３号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは，廃棄後において，登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。

２　第４０条第３項中「第１２６条第１項」の前に「前条第１項の規定は前２項の証明の請求を受けた場合に，」を加え，「，前２項」を「前２項」に改める。

３　第４１条第３項を削り，第４項を第３項とし，第５項を第４項とし，第６項を第５項とし，第３項中「前項の規定にかかわらず，」を削り，第５項を次のように改める。

５　第３８条第２項の規定は，規則第６９条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合について準用する。

４　第１１８条の次に次の１条を加える。

（登記完了証を廃棄する場合）

第１１８条の２　登記官は，規則第１８２条の２第１項の規定により登記完了証を廃棄する場合には，登記識別情報通知書交付簿にその旨を記録するものとする。

５　第１２１条の見出し中「通知書」の下に「等」を加え，同条に次の１項を加える。

２　送付の方法により登記識別情報通知書又は登記完了証を交付する場合において，当該登記識別情報通知書又は登記完了証が返戻されたときは，規則第６４条第３項又は第１８２条の２第１項に準じて処理するものとする。

○　不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表（第３８条，第４０条，第４１条，第１１８条の２及び第１２１条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改　正　案 | 現　行 |
| --- | --- |
| （登記識別情報を廃棄する場合）<br>第３８条　登記官は，規則第６４条第３項の規定により同条第１項第２号に規定する登記識別情報又は同項第３号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には，登記識別情報通知書交付簿にその旨を記載するものとする。<br>２　前項の規定により規則第６４条第１項第２号に規定する登記識別情報又は同項第３号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは，廃棄後において，登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。 | （登記識別情報の通知を要しないこととなった場合）<br>第３８条　登記官は，規則第６４条第１項第３号の規定により登記識別情報の通知を要しないこととなった場合には，登記識別情報通知書交付簿にその旨を記載し，当該登記識別情報を廃棄するものとする。<br>（新設） |
| （登記識別情報に関する証明）<br>第４０条　（略）<br>２　（略）<br>３　前条第１項の規定は前２項の証明の請求を受けた場合に，第１２６条第１項の規定は前２項の証明の請求書を受け付けた場合について準用する。<br>４　（略） | （登記識別情報に関する証明）<br>第４０条　（同左）<br>２　（同左）<br>３　第１２６条第１項の規定は，前２項の証明の請求書を受け付けた場合について準用する。<br>４　（同左） |
| （登記識別情報の管理）<br>第４１条　（略）<br>２　（略）<br>（削除） | （登記識別情報の管理）<br>第４１条　（同左）<br>２　（同左）<br>３　規則第６９条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは，廃棄後において，当 |

| | |
|---|---|
| 3　当該登記の申請が却下又は取下げとなった場合において，申請人から申請書に添付した登記識別情報通知書を還付してほしい旨の申出があったときは，当該登記識別情報通知書を還付するものとする。この場合には，当該登記識別情報通知書を封筒に入れて封をした上，とじ代に登記官の職印で契印して還付するものとする。 | 該登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。 |
| 4　（略） | 4　前項の規定にかかわらず，当該登記の申請が却下又は取下げとなった場合において，申請人から申請書に添付した登記識別情報通知書を還付してほしい旨の申出があったときは，当該登記識別情報通知書を還付するものとする。この場合には，当該登記識別情報通知書を封筒に入れて封をした上，とじ代に登記官の職印で契印して還付するものとする。 |
| 5　第３８条第２項の規定は，規則第６９条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合について準用する。 | 5　（同左） |
| | 6　第３項の規定は，第３８条の規定により登記識別情報を廃棄する場合について準用する。 |
| （登記完了証を廃棄する場合）<br>第１１８条の２　登記官は，規則第１８２条の２第１項の規定により登記完了証を廃棄する場合には，登記識別情報通知書交付簿にその旨を記録するものとする。 | （新設） |
| （通知書等の返戻の場合の措置）<br>第１２１条　（略） | （通知書の返戻の場合の措置）<br>第１２１条　（同左） |
| 2　送付の方法により登記識別情報通知書又は登記完了証を交付する場合において，当該登記識別情報通知書又は登記完了証が返戻されたときは，規則第６４条第３項又は第１８２条の２第１項に準じて処理するものとする。 | （新設） |